第７号議案

令和５年度新宿区一般会計補正予算（第１１号）

令和５年度新宿区の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,948,777 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186,373,620 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　工事請負契約等に関する債務負担行為の変更は、「第３表債務負担行為（工事請負契約等）補正」による。

（特別区債の補正）

第４条　特別区債の変更は、「第４表特別区債補正」による。

令和６年２月１６日　提出

新宿区長　吉　住　健　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
1 特別区税		52,971,915	1,729,971	54,701,886
	1 特別区民税	47,299,317	999,405	48,298,722
	3 特別区たばこ税	5,511,995	716,013	6,228,008
	4 入湯税	48,177	14,553	62,730
9 地方特例交付金		109,967	△12,533	97,434
	1 地方特例交付金	109,967	△12,533	97,434
10 特別区交付金		30,283,000	△153,032	30,129,968
	1 特別区交付金	30,283,000	△153,032	30,129,968
14 国庫支出金		32,731,774	△2,120,923	30,610,851
	1 国庫負担金	27,581,616	△881,619	26,699,997
	2 国庫補助金	5,029,852	△1,239,304	3,790,548
15 都支出金		21,580,556	230,141	21,810,697
	1 都負担金	6,867,792	47,939	6,915,731
	2 都補助金	13,725,800	182,202	13,908,002
16 財産収入		1,868,235	56,820	1,925,055
	1 財産運用収入	1,840,825	56,820	1,897,645
17 寄附金		516,374	48,804	565,178
	1 寄附金	516,374	48,804	565,178
18 繰入金		18,291,870	△4,452,748	13,839,122

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
	1 基金繰入金	18,291,870	△4,452,748	13,839,122
20 諸収入		2,377,325	18,723	2,396,048
	4 受託事業収入	912,411	△21,224	891,187
	6 雑入	759,307	39,947	799,254
21 特別区債		3,474,000	△294,000	3,180,000
	1 特別区債	3,474,000	△294,000	3,180,000
歳入合計		191,322,397	△4,948,777	186,373,620

歳　出

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		24,352,588	△471,773	23,880,815
	1 総務管理費	21,597,557	△335,690	21,261,867
	2 徴税費	1,283,137	△16,243	1,266,894
	3 防災費	999,818	△49,140	950,678
	5 選挙費	356,443	△70,700	285,743
3 地域振興費		8,976,824	△140,693	8,836,131
	1 地域振興費	2,990,343	△11,309	2,979,034
	2 戸籍住民基本台帳費	991,065	30,036	1,021,101
	4 地域振興施設費	4,922,130	△159,420	4,762,710
4 文化観光産業費		9,261,026	△239,170	9,021,856
	1 文化観光費	2,424,555	△97,133	2,327,422
	2 産業経済費	6,836,471	△142,037	6,694,434
5 福祉費		47,276,002	△295,115	46,980,887
	1 社会福祉費	2,671,333	△103,648	2,567,685
	2 障害者福祉費	12,884,722	△132,807	12,751,915
	3 高齢者福祉費	8,358,098	△45,626	8,312,472
	4 生活保護費	23,361,849	△13,034	23,348,815
6 子ども家庭費		33,710,923	△316,574	33,394,349
	1 子ども家庭費	33,710,923	△316,574	33,394,349

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
7 健康費		23,059,103	△2,017,979	21,041,124
	1 健康推進費	22,956,897	△2,017,979	20,938,918
8 環境清掃費		8,848,191	△108,439	8,739,752
	1 環境清掃費	8,848,191	△108,439	8,739,752
9 土木費		12,260,186	△926,734	11,333,452
	1 土木管理費	1,083,175	△9,852	1,073,323
	2 道路橋りょう費	3,153,875	△405,561	2,748,314
	4 公園費	1,692,726	△24,758	1,667,968
	5 都市計画費	2,793,451	△94,519	2,698,932
	6 住宅費	2,097,154	△59,051	2,038,103
	7 建築費	1,397,998	△332,993	1,065,005
10 教育費		15,534,768	△464,483	15,070,285
	1 教育総務費	5,038,828	△174,159	4,864,669
	2 小学校費	5,020,674	△230,585	4,790,089
	3 中学校費	1,800,347	△24,779	1,775,568
	4 特別支援学校費	249,679	△6,657	243,022
	6 幼稚園費	1,489,967	△28,303	1,461,664
11 公債費		2,069,835	△24,216	2,045,619
	1 公債費	2,069,835	△24,216	2,045,619

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
12 諸支出金		4,931,072	56,399	4,987,471
	3 財政積立金	4,931,070	56,399	4,987,469
歳　　出　　合　　計		191,322,397	△4,948,777	186,373,620

第２表　繰越明許費補正

款	項	事　業　名	補正前	補正後
			千円	千円
２ 総　務　費			８，２７１，８９１	８，３１６，２５１
	１ 総務管理費		８，２７１，８９１	８，３１６，２５１
		区有財産の管理	０	４４，３６０
３ 地域振興費			０	４９，１９１
	２ 戸籍住民基本台帳費		０	４９，１９１
		戸籍事務	０	２３，０１９
		コンビニ交付	０	１１，２５１
		住民記録・印鑑登録システムの運用等	０	１４，９２１
９ 土　木　費			０	８９，３０８
	２ 道路橋りょう費		０	８９，３０８
		道路の維持補修	０	１１０
		道路のバリアフリー化	０	４１，０６３
		掘さく道路復旧（工　事　費）	０	２，５５６
		公共下水道の整備（工　事　費）	０	４５，５７９
合　計			８，３３１，８９１	８，５１４，７５０

第３表　債務負担行為（工事請負契約等）補正

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
障害者グループホーム等整備助成	令和６年度	千円 15,943	令和６年度 ～ 令和７年度	千円 17,349
障害者グループホーム等整備助成	令和６年度	796,723	令和６年度 ～ 令和７年度	1,096,056
地域密着型サービス整備助成 （小規模多機能型居宅介護施設）	令和６年度	65,044	令和６年度 ～ 令和７年度	78,367
地域密着型サービス整備助成 （認知症高齢者グループホーム）	令和６年度	109,501	令和６年度 ～ 令和７年度	131,930

第４表　特別区債補正

起債の目的		起債限度額	
		補正前	補正後
1	地域振興施設整備	千円 ６５７,０００	千円 ６２３,０００
2	文化観光産業施設整備	８７８,０００	８１７,０００
3	道路整備	２４４,０００	１７９,０００
4	学校施設建設	５４２,０００	４８３,０００
5	学校施設整備	２９７,０００	２２２,０００
合計		3,４７４,０００	3,１８０,０００

起債の方法　証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。

証券発行の場合における発行価格は額面 100円につき98円以上とする。

なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を上欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。

利率　年 5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　起債のときから据置期間を含め25年以内に、元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還をする。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還をすることもある。

備考　金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。